

公益社団法人 日本煙火協会

平成25年度事業計画

自 平成25年 1月 1日

至 平成25年12月31日

平成25年度の事業計画策定に当たっては、公益社団法人への移行を果たした団体として、更なる公益性のある事業活動を展開し、過去の実績を踏まえ、定款に基づいた事業の推進を着実に図る。

1. 煙火の保安に関する教育、講習事業

(1) 煙火製造保安責任者の保安教育講習会の開催

煙火製造保安責任者に対して、省令に基づく保安教育講習会を例年同様5月に、福岡、大阪、名古屋、東京、仙台の全国5ヶ所で行う。

(2) 煙火消費保安教育講習会の実施

煙火消費者に対する保安教育の一環として、煙火消費保安手帳所持者及び新規取得者に対し、全国各地組織において例年同様1月から7月にかけて講習会を開催してもらう。

(3) 保安・技術研究のための研修会の開催

煙火事業者の保安に関する意識の高揚と、製造・消費技術の質的向上を目的に、平成24年度同様首都圏において11月中旬に2日間に亘り研修会を開催する。

(4) 青年部セミナーの開催

青年部セミナーを（3月下旬、名古屋にて）開催し、後継者の育成と相互の連携、研鑽を深めることにより、保安意識の高揚と、煙火技術の伝承を通じ文化、芸術に寄与する。

(5) 煙火消費保安基準の見直し

協会の自主基準であるとともに、保安教育用テキストとして使用されている煙火の消費保安基準（通称オレンジ本）について、近年の消費動向を踏まえ改定版を製作し（費用約150万円）、会員及び都道府県担当官へ配布を行う。

(6) 煙火消費保安教育ビデオの見直し

保安教育講習用に利用されている視聴覚教材については、近年の消費動向を考慮し、煙火消費保安教育用ビデオについては内容の一部改訂と、新たに動物駆逐用煙火消費保安教育用ビデオの製作（費用約160万円）を行う。

2. 煙火の安全性に関する検査事業

(1) がん具煙火の安全性に関する検査等の実施

- ・がん具煙火製造業者（セット組をする業者含む）及び輸入業者に対して、国内に流通させるがん具煙火について、検査規程及び細則に基づき継続して検査を実施する。
- ・輸入がん具煙火に関して、未確認の成分等が問題となることがあるため、化学物質の分析手法を強化して、より厳格に管理する。
- ・その他の設備・機器類については必要に応じ整備を行う。

(2) がん具煙火の規格・検査合格マークの表示

検査に合格したがん具煙火に対して規程に基づき各種マークの表示を継続的に義務づける。

(3) がん具煙火の試買検査

がん具煙火の試買検査を実施し、市場における品質の向上を図るとともに、製造現場での検査の指導を実施し、出荷時における品質の向上を図る。

3. 煙火の安全性に関する調査、実験事業

(1) 煙火安全性向上のための施策

- ・事故発生に際しては、事故内容の重大性を考慮し、必要に応じて現地調査の実施と各委員会（事故調査委員会・保安関連委員会等）を招集し情報収集に努め、事故原因を究明して再発防止に努めるとともに、必要に応じ資料収集及び実験等を行う。
- ・がん具煙火の消費事故については、再現実験を中心に原因究明と製造工程へのフィードバックや安全基準の見直し等の対策を検討する。また、消費者行政の変革に対応して事故情報の共有化、公開化と原因究明などの施策を進める。
- ・打揚煙火の消費・製造中の事故については、事故原因を究明して再発防止に努める。

(2) 煙火に関する国際化対応について

- ・海上輸送時の国連規格危険物容器（UN段ボール）について、例年通り4月上旬に(一財)日本舶用品検定協会の検査証を取得し会員各位の利用に供する。
- ・海上輸送における国連分類は、国連においての各国の提案により流動的である。各機関を通じ情報を入手するとともに、必要に応じ調査等を行う。
- ・煙火の国際標準化（ISO/TC 264）の中国提案に伴い、情報を収集するとともに国内審議団体として委員会活動や総会及びワーキンググループ等へ出席する。

(3) 火薬類取締り各機関との積極的な情報交換

煙火の安全性に関する各機関からの調査等の要請に対し、引き続き協力するとともに、保安に関する情報交換を積極的に行う。

(4) (社)全国火薬類保安協会及び各都道府県火薬類保安協会の事業への参加・協力

(社)全国火薬類保安協会及び各都道府県保安協会が主催する各種関連事業に参加・協力し、協会の保安対策事業に反映させる。

(5) (独)産業技術総合研究所及び(社)火薬学会との共同研究と情報交換

(独)産業技術総合研究所及び(社)火薬学会との煙火に関する共同研究と各種情報交換を行い、協会の保安対策事業に反映させる。

4. 広報事業

(1) 煙火に関する安全啓発

がん具煙火の消費事故防止を目的に、消費者への安全消費啓発活動の一環として、例年同様5月中旬にポスター・しおり・DVDの配布を行う。

また、花火大会における注意喚起についても、しおりに反映させる。

(2) がん具煙火の花火教室の開催促進について

がん具煙火の消費安全と火災予防を目的に、全国消防機関が各地で開催している幼児を対象とした花火教室に対し、さらなる開催推進を行い教材等の支援を行う。

(3) 花火の文化・芸術に関する広報の充実

文化・芸術の振興に寄与することを目的に、花火の文化・芸術に関する広報の一環として、マスコミ取材、講演依頼等に対し積極的な対応を行う。

(4) ホームページの充実

協会ホームページ上において公益社団法人の業務・財務等についての情報公開を継続して行うとともに、各種安全啓発、煙火に関する各種情報を提供することにより、公共の安全と国民の文化、芸術に寄与する。

また、会員向けに行事日程・会議等の報告を定期的に更新掲載し、会員への情報伝達に努める。

(5) がん具煙火に係る環境問題への対応

- ・ゴミ持ち帰りマークの普及
ゴミの環境排出を減らすべく、ゴミ持ち帰りマークなどの啓発運動を継続的に行う。
- ・がん具煙火の消費における後片付け・騒音等、近隣等に迷惑をかけないように消費啓発活動（マナーアップ運動）を積極的に推進していく。

5. 出版・販売事業

(1) 出版

- ・煙火の保安に関するテキスト等の出版を継続して行う。

(2) 保安関連物品の販売

- ・煙火消費の際に使用する立入禁止標識、従事者用腕章等の販売を継続して行い、新規物品に関しても要請があれば実施する。
- ・煙火に関する書物等の販売を継続して行う。

6. 第三者災害賠償事業

(1) 煙火消費保険

煙火消費事故に伴う第三者損害賠償を、保険により充当する。また会員に対して保険制度の意義等の周知を図って理解を得る。

(2) がん具煙火保険

- ・検査に合格したがん具煙火の製品事故に伴う第三者損害賠償を、保険により充当する。
- ・がん具煙火の事故は、会員が被害者と相対交渉を行い、被害者救済並びに和解することが要求される。被害者に対して、これらの過程が迅速かつ適切に行われるために協会としては、必要な情報の公開を実施する。

(3) 施設保険

- ・煙火類の製造中又は貯蔵中の事故に伴う第三者損害賠償を、保険により充当する。
- ・煙火貯蔵量・危険工室数のデータ等、持点評価制度に基づき全会員に負担を願う。

(4) 事故防止指導金制度の実施

事故発生を抑止力となることを目的として、事故の発生頻度・無事故を維持してきた年数等を考慮して、事故防止指導金の徴収を事故発生当事者に対して行う。

7. その他

(1) 事務所（事務局）の移転

事務局が入居している賃貸ビルの耐震性及び老朽化による解体計画に伴い、平成25年度前期に近隣物件を調査し、事務所の移転を行う。

移転費用については、保証金支出約230万円、パーティション工事、事務所用品、事務機器設置費用等、約400万円を見込む。

(2) 検査所気象観測システムの再構築

検査所における各種検査・実験に係る気象条件を観測する計器等の老朽化に伴い、平成25年度に新しい気象観測システムの導入と設置（費用約290万円）を行う。